

佐賀県官民データ活用推進計画

令和2年3月



<目次>

第1章 はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1

第2章 策定の背景

1	国におけるIT戦略の変遷	2
2	本県のICT利活用施策の取組	3
3	ICT利活用の展望	5

第3章 基本的な考え方

1	計画の基本理念	9
2	計画の推進項目	9
3	計画の推進に向けて	9

第4章 推進項目の内容

1	行政手続のオンライン化	10
2	行政保有データのオープンデータ化	12
3	マイナンバー制度の普及及び活用	15
4	デジタルデバイド対策	17
5	データ利活用の促進のための環境整備	19

第5章 セキュリティ・個人情報保護

	セキュリティ対策等	21
--	-----------	----

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

2015(平成27)年に実施された国勢調査では、日本の人口は前回調査(平成22年)から約96万人減少し、1920(大正9)年の調査開始以来、初めて減少に転じました。本県においては、1995(平成7)年以降、人口減少の局面に突入しており、今後も、これまで以上のペースで人口減少が進むと予測されています。併せて、高齢化も進展しています。

一方で、ICT¹をめぐる技術進歩は非常に早く、特に2007(平成19)年にスマートフォンが世の中に登場してからは、スマートフォンやタブレット型端末などのモバイル端末が急速に普及し、SNS等の発達によりコミュニケーションの在り方を変えてきました。また、医療、教育、産業、観光、娯楽等の社会のあらゆる場面でICTが大きな影響を与え、端末やセンサー類の小型軽量化、低廉化による「IoT²」、「AI³」、「ビッグデータ⁴」の活用が、社会にこれまで以上の変革をもたらしています。

こうした状況から、生産年齢人口の減少や急速に進む高齢化に起因する社会・経済的諸課題への解決に資する環境をより一層整備することが重要であるとして、2016(平成28)年12月、官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)が公布・施行され、官民データ⁵活用のための環境を総合的かつ効果的に整備することとされました。

本県では、これまで積極的にICTの利活用に取り組み、医療や教育等の分野での先進的な取組のほか、行政分野においても電子申請などの行政手続のオンライン化⁶、行政情報のオープンデータ化、テレワークなどによる行政事務の効率化等に取り組んできました。

今後、様々な社会・経済的諸課題に適切に対応していくために、ICTの利活用を含めた官民データ活用のための環境整備が必要と考え、「住民の利便性向上」、「地域課題の解決」及び「行政事務の効率化」を推進する「佐賀県官民データ活用推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、官民データ活用推進基本法第9条に基づく計画として位置付けます。

3 計画期間

2020(令和2)年度～2022(令和4)年度の3か年とします。

¹ 「Information and Communication Technology」の頭文字をとったもの。情報通信技術のこと。従来のITに代わり、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される。

² 「Internet of things」の頭文字をとったもの。「インターネットに多様かつ多数のモノが接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現」と定義されている。「モノのインターネット」ともいわれる。

³ 「Artificial Intelligence」の頭文字をとったもの。人工知能のこと。経験から学び人間と同じように業務を行うソフトウェア等「人間の知的なふるまいの一部を人工的に再現したもの」を指す。

⁴ ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータのこと。ソーシャルメディアへの書き込みやGPS、ICカードなどにおいて検知される位置、乗車履歴、温度など様々な分野で生み出され収集、蓄積される。

⁵ 国、地方公共団体、事業者等により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるデータのこと。

⁶ 国及び県のシステムや電子メール等を活用してインターネット上から申請や届出が可能なこと。

⁷ 場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

第2章 策定の背景

1 国におけるIT⁸戦略の変遷

2001(平成13)年1月、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法⁹(平成12年法律第144号)が施行されるとともに、「e-Japan戦略」が策定され、主にインフラ整備とIT利活用が推進されました。

2003(平成15)年には「e-Japan戦略」¹⁰、2013(平成25)年には「世界最先端IT国家創造宣言」が策定され、超高速ネットワークインフラの整備やIT利活用の裾野拡大が進められました。

そして、2016(平成28)年には、官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するために、官民データ活用推進基本法が公布・施行され、翌年に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定されるなど、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利な」行政サービスの実現を目指すこととされました。また、社会全体のデジタル化と並行して、将来にわたって全ての国民が不安なくデジタル社会の恩恵を享受できるよう、インフラから基盤技術、人材育成までを含む社会基盤の整備にも不断に取り組んでいくこととされました。

さらに、2019(令和元)年5月には、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律¹⁰(令和元年法律第16号)が公布され、行政のデジタル化に関する基本原則(デジタルファースト¹¹、ワンスオンリー¹²、コネクテッド・ワンストップ¹³)や行政手続の原則オンライン化のために必要な事項(情報システムの共用化、データの標準化、API¹⁴の整備等)が定められました。受付、審査、決裁、保存等の行政手続に関するデジタル化のための法整備や国及び地方といった行政機関間の情報連携や民間も含めた情報連携を行えるシステムの整備が今後進められる見込みであるなど、行政のデジタル化の実現に向けた取組が加速しています。

⁸ 「Information Technology」の頭文字をとったもの。情報技術のこと。パソコンなどの情報機器やインターネット、通信インフラなどを組み合わせて活用していくための技術の総称

⁹ IT基本法ともいわれる。インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界規模で入手し、共有し、又は発信することができる社会の推進を目的とする。

¹⁰ デジタル手続法ともいわれる。情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るために、行政のデジタル化に関する基本原則や行政手続のオンライン化のために必要な事項を定めた法律

¹¹ 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること。

¹² 一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること。

¹³ 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すること。

¹⁴ 「Application Programming Interface」の頭文字をとったもの。外部連携機能のこと。

【我が国におけるIT戦略の歩み】



< 出典：令和元年度「IT新戦略の概要」内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 >

2 本県のICT利活用施策の取組

佐賀県電子申請システム等の整備

申請、届出その他の手続等をオンライン化することにより、住民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化に資するため、佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年佐賀県条例第28号）を策定し、電子申請システム等を整備しました。

オープンデータの推進

「営利目的・非営利目的を問わず二次利用可能なルール」のもと、「機械判読¹⁵に適した形式」で、かつ「無償で利用可能」な形でデータの公開を行うことで、公開されたデータを活用したアプリケーションの開発などが進んでいます。

本県においては、2016（平成28）年12月から、「佐賀県オープンデータカタログサイト」を開設しました。

このほか、2018（平成30）年には、県内の路線バスの時刻表や運行状況に関するデータを公開し、また、佐賀県立図書館の古文書等の資料をパブリックドメイン¹⁶として公開しています。

¹⁵ コンピュータープログラムが自動的にデータを加工、編集等できることを指す。

¹⁶ 特許権・著作権が消滅した、あるいは放棄された状態

また、全世界で毎年開催されている「インターナショナル・オープンデータ・デイ」に合わせ、2014（平成26）年度からイベントを開催し、オープンデータの認知度の向上を図りました。

マイナンバー制度の普及

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・平等な社会の実現のための社会基盤として整備されました。

本県では、マイナンバーを活用した情報連携の開始に向けて、「佐賀県社会保障・税番号制度活用推進本部」を設置し、全庁的な体制のもと、国や地方公共団体情報システム機構、市町と協議・連携しながら、各種関係システムの開発、改修、条例の制定等を行いました。

併せて、制度に対する不安の払拭のために県民向け広報や事業者向け説明会を行い、また、マイナンバーの適切な取扱いのために職員を対象とした研修会等を行いました。

超高速ブロードバンド¹⁷利用のための情報通信基盤の整備

2002（平成14）年3月に策定した「佐賀県新地域情報化推進計画」に基づき、2005（平成17）年から本県のICT基盤の基本インフラとなる高速・大容量の「佐賀県高度情報通信基幹網」と「佐賀県公共ネットワーク」の運用を開始しました。

また、超高速ブロードバンドの未整備地区の解消のために、民間通信事業者の光ファイバー網の整備やケーブルインターネット¹⁸の超高速化整備等を支援することによって、固定系通信又は移動系通信により超高速ブロードバンドを利用できる環境は整備率100%となりました。

フリーWi-Fiスポット¹⁹の整備

観光・商業振興や観光客・県民などの情報収集・発信の利便性向上を図るため、2014（平成26）年度及び2015（平成27）年度に重点的にフリーWi-Fiの整備を支援することによって、約400施設、約1,600アクセスポイントを整備しました。

ウェブアクセシビリティ²⁰の向上

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）が平成28年4月に施行され、ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは「社会障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備」と位置付けられ、事前的改善措置²¹として計画的に推進することが求められました。

¹⁷ 下り30Mbps以上の通信が可能なブロードバンド

¹⁸ ケーブルテレビの通信網を使ってインターネットに接続するシステムのこと。

¹⁹ 店舗や公共の空間などで無線LANによるインターネット接続が可能な場所やそのような場所を提供するサービスのこと。

²⁰ 高齢者や障害者など、心身の機能に制約のある人でもホームページで提供されている情報に問題なくアクセスでき、誰でも平等に利用できること。

²¹ バリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上の施策、職員に対する研修等環境の整備を進めること。

本県では、「佐賀県ホームページアクセシビリティ向上マニュアル」を作成し、研修を実施することで、コンテンツを管理・運用する職員のウェブアクセシビリティに対する意識を向上させました。

最先端電子県庁の推進

2008(平成20)年度に策定した「最先端電子県庁構築に係る情報化推進計画」及び2018(平成30)年度に策定した「佐賀県庁情報システム最適化計画」に基づき、庁内システムを利用する職員の利便性の向上、ITコスト削減、行政事務の効率化を目標と掲げ、オープン化等を通じたシステム最適化や業務プロセスの見直しに取り組んできました。

また、IT関連業務を担う職員の知識やスキルの向上のため、IT関連業務のスキル移管を目的とした「情報化メンター制度」等に取り組みました。

テレワークの推進

県民への分かりやすい説明や迅速な対応など行政サービスの質の向上、災害時等の対応、業務効率化、さらにはワーク・ライフ・バランス²²の実現等を図るため、2014(平成26)年10月からICTを活用したテレワーク(在宅勤務²³、サテライト勤務²⁴、モバイルワーク²⁵)の全庁展開を行いました。

セキュリティ・個人情報

2006(平成18)年度に、本県における情報セキュリティ対策の基本的な考え方及び方針を定めることにより、情報資産の機密性²⁶、完全性²⁷及び可用性²⁸を維持することを目的とした「佐賀県情報セキュリティ基本方針」を策定しました。

また、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)を2002(平成14)年4月に施行し、併せて、個人情報保護事務の手引を作成し、個人情報保護に対する職員の意識を向上させました。

3 ICT利活用の展望

2015(平成27)年に実施された国勢調査では、日本の人口は前回調査(平成22年)から約96万人減少し、1920(大正9)年の調査開始以来、初めて減少に転じました。

本県の人口は、1955(昭和30)年に一旦ピークを迎えた後、1975(昭和50)年まで減少し、その後1995(平成7)年まで再度増加してきました。しかし、1995(平成7)年を境に人口減少の局面に突入しており、併せて、高齢化も進展しています。

²² 「仕事と個人生活の調和」をいい、国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

²³ 自宅でICTを活用し、勤務すること。

²⁴ 本庁、総合庁舎等に設置されたサテライトオフィスで、ICTを活用し、勤務すること。

²⁵ 勤務公署での業務や出張中に、ICTを活用して、業務を行うこと。

²⁶ 許可された者のみがその許可された範囲内でのみ情報にアクセスできることを確実にすること。

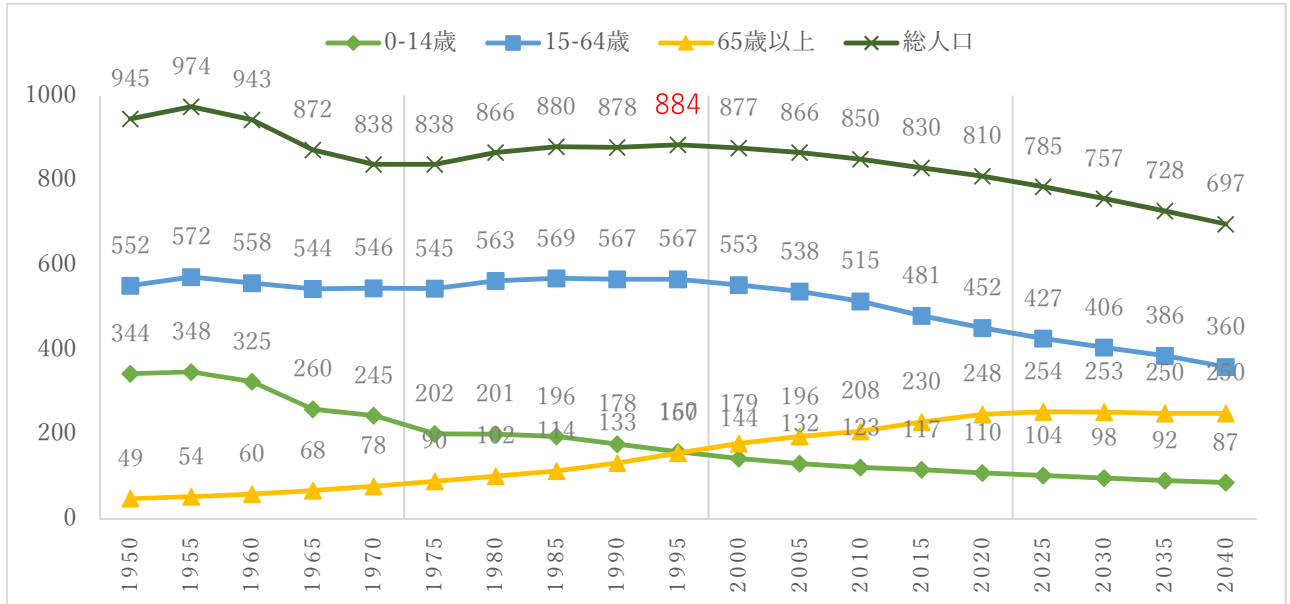
²⁷ 情報及びその処理方法が正確であること及び完全であることを保証すること。

²⁸ 許可された者が必要な情報にアクセスできることを確実にすること。

人口の減少は今後も進むと予測されており、15歳から29歳の若年層の県外流出も懸念されています。

【本県の人口の推移と将来予測】

(単位:千人)

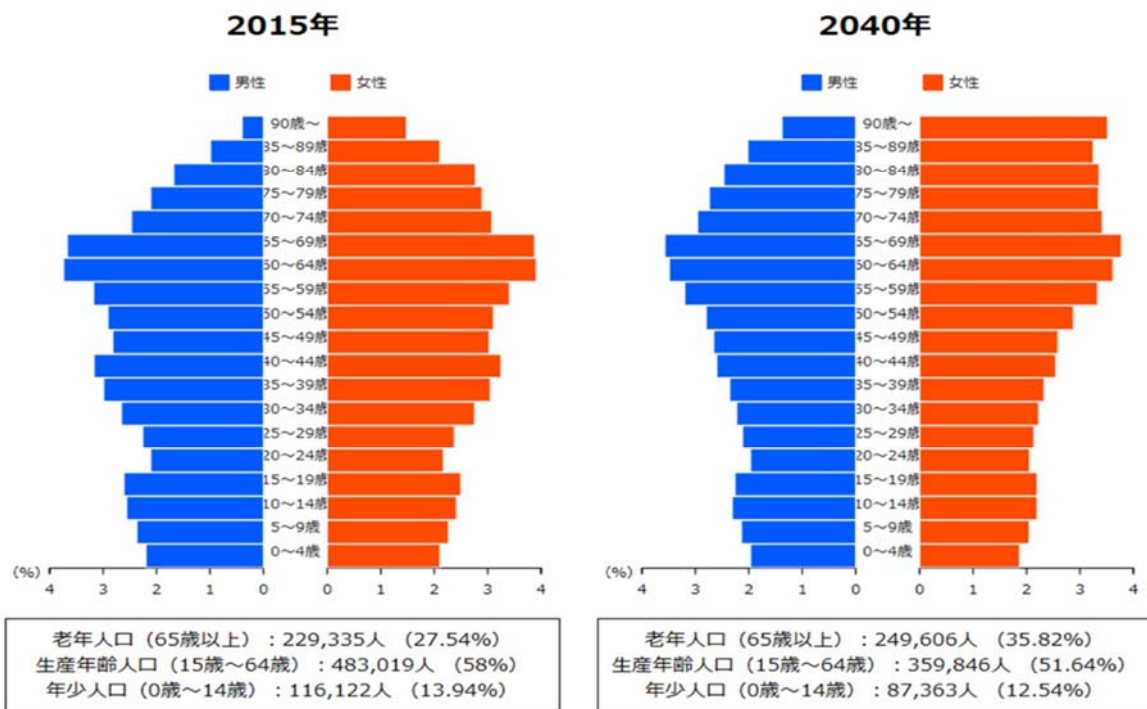


< 国勢調査及び日本の地域別将来推計人口 (国立社会保障・人口問題研究所) を元に作成 >

【本県の人口構造予測】

人口ピラミッド

佐賀県



< R E S A S 地域経済分析システムにより作成 >

一方、平成 30 年通信利用動向調査（総務省）によると、スマートフォンを保有している世帯の割合は 2010（平成 22）年から 2018（平成 30）年までの間に 9.7%から 79.2%へと急速に増加しており、移動通信のトラフィック量（非音声）は 2017（平成 29）年 12 月から 2018（平成 30）年 12 月までの直近 1 年間で約 1.3 倍に増加しています。

今後は、パソコンやスマートフォンなどの従来の接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場など、世界中の様々なモノがインターネットへつながることで、「自動車・輸送機器」、「医療」、「産業用途（工場、インフラ、物流）」などの高成長が期待されています。

【情報通信機器の保有状況の推移】



(注) 1. 「モバイル端末全体」には携帯電話・PHSと、平成 21 年から平成 24 年までは携帯情報端末(PDA)、平成 22 年以降はスマートフォンを含む。
 2. 経年比較のため、この図表は無回答を含む形で集計。

< 出典：平成 30 年度 通信利用動向調査 >

【移動通信トラフィックの推移】

集計年月	2017年6月分			2017年9月分			2017年12月分			2018年3月分			2018年6月分			2018年9月分			2018年12月分		
	上り	下り	上下合計	上り	下り	上下合計	上り	下り	上下合計	上り	下り	上下合計	上り	下り	上下合計	上り	下り	上下合計	上り	下り	上下合計
平均 (Gbps)	266.9	1724.2	1991.1	289.3	1910.4	2199.7	315.3	1998.9	2314.2	335.9	2209.8	2545.7	346.4	2366.5	2712.8	373.5	2564.4	2937.9	375.8	2535.4	2911.2

< 出典：令和元年 情報通信に関する現状報告（総務省） >

国においては、このような人口減少や少子高齢化の進行に伴う様々な課題を克服するとともに、新しいビジネスやイノベーションの創出を図るため、IoT、ロボット、AI、ビッグデータといった新しい技術を活かして、問題の克服を図る「Society 5.0²⁹」の実現に向けた取組が進展しつつあります。

Society 5.0 で実現する社会とは、5G³⁰による高速通信を基盤とし、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値の創造や人工知能から必要な情報が必要なときに提供され、ビッグデータの活用やロボット・自動走行車などの技術が少子高齢化、地方の過疎化といった「地域課題」を解決し、希望の持てる社会等を実現するとされています。

そして、行政サービスのデジタル化は、Society 5.0 の実現に向けた基盤と位置付けられており、IoTやAIなどの活用、データの整備などを通じて行政事務の効率化を図るとともに、行政が保有するデータをオープンデータ化し、民間が保有するデータと組み合わせることで、より効率的で質の高い行政サービスの提供が可能となります。

【Society 5.0】



[内閣府作成]

<内閣府ホームページから転載>

²⁹ 「狩猟社会」、「農耕社会」、「工業社会」、「情報社会」に続く、人類史上5番目の新しい社会のこと。第4次産業革命によって、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらすとされる。

³⁰ 第5世代移動通信システムのこと。「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特徴を持つ。

第3章 基本的な考え方

1 計画の基本理念

「誰もが便利で快適な暮らしを享受できる佐賀県」

本県では、これまで、電子申請システムによる行政手続のオンライン化、行政保有データのオープンデータ化、業務プロセスの見直しによる業務効率化などに取り組んできました。

これまでの取組を踏まえ、「住民の利便性向上」、「地域課題の解決」及び「行政事務の効率化」を推進するために、本計画では、「行政サービスのデジタル化や官民データの活用などの推進による、「誰もが便利で快適な暮らしを享受できる佐賀県」を基本理念とします。

2 計画の推進項目

上記の基本理念を実現するため、5つの推進項目を定めます。

- (1) 行政手続のオンライン化
- (2) 行政保有データのオープンデータ化
- (3) マイナンバー制度の普及及び活用
- (4) デジタルデバイド対策
- (5) データ利活用の促進のための環境整備

3 計画の推進に向けて

本計画の確実な推進のためには、各課が責任をもって自ら取り組むなど全庁一体となった取組が必要であることから、情報化担当部門が各推進項目の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を各課が行う取組へ反映するなどPDCAサイクル³¹による進捗管理を行います。

また、行政の保有するデータの容易な利用を促進するため、子育て、福祉、災害対応などについて特に優先的に取り組みます。

³¹ Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって業務を継続的に改善する手法

第4章 推進項目の内容

1 行政手続のオンライン化

(1) 取組の方向性

行政手続のオンライン化は、県の窓口に出向くことなく、自宅や事業所などから、都合のいい時間にインターネットを使って申請や届出等の手続ができるため、利用者にとって利便性が高く、また、行政機関にとっても紙による申請の場合と比べて窓口での受付やデータの転記が不要になるなど、業務の効率化やコストの削減が期待されます。

本県では、「いつでも、どこでも、誰もがICTに支えられた豊かなくらしをあたりまえのこととして享受できる佐賀県」の実現を目的として、より多くの県民や事業者に利用されるよう行政手続のオンライン化に取り組みます。

(2) 現状

本県では、2004（平成16）年度から電子申請システムを整備し、インターネットを利用して各種申請の受付を行ってきました。

この他にも、「図書貸出に関する電子予約」、「電子入札システム」、「電子申告（eLTA X）」といったシステム等を導入しており、県全体で現在、68手続についてオンライン申請に対応しています。

このうち、国から地方公共団体が積極的に手続のオンライン化を進めるものとして「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針（平成30年5月31日総務省、令和2年3月4日改訂）」で示された「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」については、15手続がオンライン申請に対応しています。

また、市町においては、15市町がオンライン申請に対応しています。

【地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続（県関係分）】

- ・図書館の図書貸出予約等
- ・文化・スポーツ施設等の利用予約
- ・研修・講習・各種イベント等の申込
- ・自動車税住所変更届
- ・職員採用試験申込
- ・地方税申告手続（eLTA X）
- ・入札参加資格審査申請等
- ・道路占用許可申請等
- ・入札
- ・産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- ・感染症調査報告
- ・港湾関係手続
- ・自動車の保管場所証明の申請

- ・自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- ・道路使用許可の申請
- ・自動車税環境性能割の申告納付
- ・建築確認
- ・就業構造基本調査
- ・駐車の許可の申請

(3) 指標

- ・全ての手続（法律等の規定により書類の提出が義務付けられているなど、オンライン化が適切でない手続を除く。）のオンライン化を目指します。
- ・オンライン申請に対応する市町を増やします。

指標名	単位	現状	目指す方向性 又は 目標
手続のオンライン化	手続	68	全ての手続のオンライン化
オンライン申請に対応する市町の数	市町	15	2022年度末 全 20 市町

(4) 取組

- ・申請書類や手続の簡素化、業務フローの検証等を行うことで手続のオンライン化を進めます。特に、住民等への利便性が高い「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」については、積極的に進めていくこととします。
- ・行政手続のオンライン化を推進するため、新しい技術の活用を検討し、積極的に導入を図ります。
- ・オンライン申請ができること、また当該申請を利用すると手数料が安い場合があることなどについて、窓口に来られた方へのお知らせや県広報誌やメディアを活用し、県民、関係団体等へ周知します。
- ・県と県内全市町で構成する佐賀県ICT推進機構において、システムの共同化に向けた検討を行います。

2 行政保有データのオープンデータ化

(1) 取組の方向性

2012（平成24）年7月に内閣官房IT総合戦略本部において「電子行政オープンデータ戦略」が策定されたことにより、政府、独立行政法人、地方公共団体、公益企業等が保有するデータの公開と再利用の促進に向けた施策が進められています。

本県では、「二次利用可能な行政のデータが、民間活力を取り入れて、新たな価値を生み出す」ことを目的として、行政保有データのオープンデータ化に取り組めます。

データを検索・ダウンロードできるカタログサイトへの登載数の充実や県民、企業等のニーズを把握する仕組みの構築など、行政保有データを利用しやすい環境を整え、住民の利便性向上や地域課題の解決へとつなげます。特に、子育て、福祉、災害対応及びスポーツについては、他分野に優先して取り組む重点分野と位置付けます。

(2) 現状

本県では、公益財団法人九州先端科学技術研究所（ISIT）が設立する研究会「ビッグデータ&オープンデータ・イニシアティブ九州（BODIK）」の運営する「オープンデータカタログサイト」において、2016（平成28）年12月からデータを公開しています。

統計情報を中心とした132のデータセット³²を公開しており、国が公開を推奨する「推奨データセットについて（令和元年8月8日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）」で示された「推奨データセット³³」については、7データセットを公開しています。

また、市町においては、5市町がオープンデータの取組を行っています。

【推奨データセット】

- ・ A E D 設置個所一覧
- ・ 介護サービス事業一覧
- ・ 医療機関一覧
- ・ 文化財一覧
- ・ 観光施設一覧
- ・ イベント一覧
- ・ 公衆無線LANアクセスポイント一覧
- ・ 公衆トイレ一覧
- ・ 地域・年齢別人口
- ・ 公共施設一覧
- ・ 子育て施設一覧
- ・ オープンデータ一覧

³² データセットは同種のデータをまとめて掲載するフォルダのようなもの。例えば1データセットで同種の複数年にわたるデータを利用することができる。

³³ オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、国として公開を推奨するデータのこと。

(3) 指標

- ・オープンデータカタログサイトにおけるデータの公開を充実させます。
- ・オープンデータに取り組む市町を増やします。

指標名	単位	現状	目指す方向性 又は 目標
カタログサイトでのデータ公開数	セット	132	500
オープンデータに取り組む市町の数	市町	5	全 20 市町

(4) 取組

- ・オープンデータを普及する団体、県民及び産学官との連携により、オープンデータの意義やメリットについて普及啓発を図るとともに、利活用の促進を行います。
- ・県民、企業等から意見を聞く機会を設け、オープンデータ化を希望するデータの把握に努めます。
- ・オープンデータ化したデータの活用について民間事業者へ働きかけ、アプリケーションソフトの開発に対する機運の醸成を図ります。
- ・開示請求等が多くなされる文書等については個人情報等への配慮をした上で、オープンデータ化を推進し、事務手続に要する時間を縮減するなど行政の効率化を図るとともに、より開かれた県政の運営に寄与します。
- ・指定緊急避難場所の所在地やコミュニティバスの時刻表など住民にとって重要なデータは、県だけではなく市町が保有するものも多いことから、オープンデータの充実には県と市町の協力が不可欠です。このため、データ活用事例を庁内で共有し、県や市町職員を対象とした研修により人材を育成し、オープンデータ化への取組を促進します。

【オープンデータによる行政の効率化の例】

佐賀県立図書館データベース

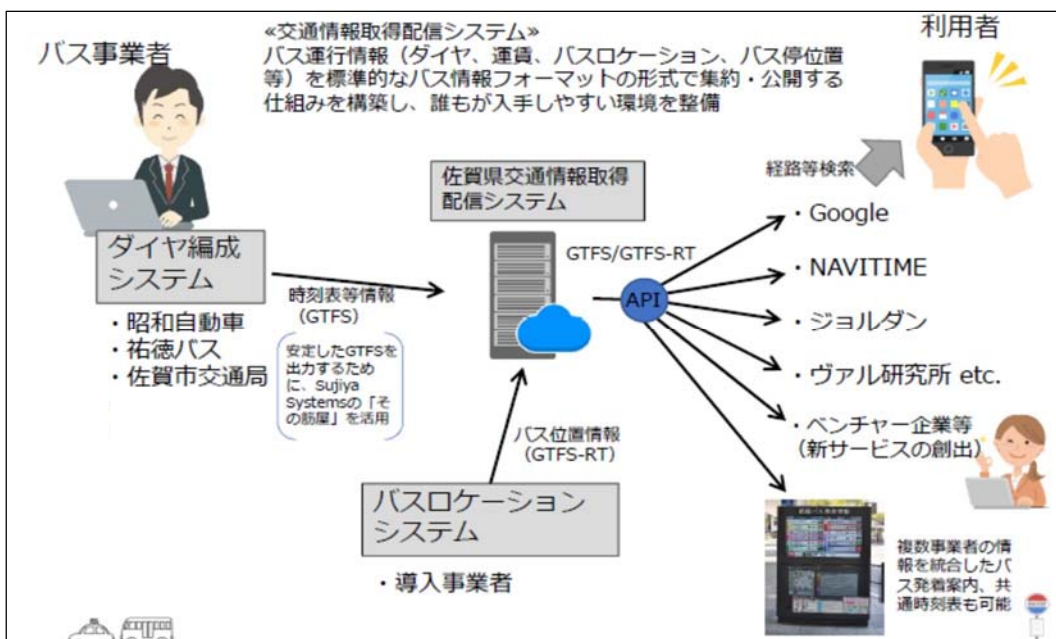
古文書等の資料を「佐賀県立図書館データベース」においてパブリックドメインとして公開しました。二次利用可能としたことで閲覧申請に要していた業務量が減少しました。



【オープンデータの活用例】

佐賀県交通情報取得配信システム

バスの時刻表及び運行状況（遅延・位置情報）をオープンデータ化し、ナビゲーションアプリなどにおいてリアルタイムに情報が取得され、ルート検索などに反映されています。



3 マイナンバー制度の普及及び活用

(1) 取組の方向性

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤とされています。

国、県、市町に対する各種申請に際して、提出書類の削減が図れることに加え、国や地方公共団体間の情報連携が可能となり、情報の照合などに要していた時間の短縮が図れます。

また、マイナンバーカードを活用することで国が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で提供されるサービスを利用することができ、子育て・介護・被災者支援に関する行政手続等がワンストップで申請できるようになります。

本県では、「便利に使えるマイナンバーカードや情報連携等の推進により、住民の利便性の向上及び行政の効率化を図る」ことを目的として、マイナンバー制度の普及及び活用に取り組めます。

(2) 現状

本県におけるマイナンバーカードの交付率は、2020（令和2）年3月1日時点で13.7%となっており、全国平均15.5%を1.8ポイント下回り、全国では24位となっています。

(3) 指標

- ・マイナンバーカード交付率の向上を図ります。

指標名	単位	現状	目指す方向性 又は 目標
マイナンバーカード交付率	%	13.7%	全国平均以上

(4) 取組

- ・骨太の方針 2019 において、「地方公務員等によるマイナンバーカードの取得を推進する」との方針が示され、令和3年3月からはマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されることとなったことから、先行して県・市町職員のマイナンバーカードの取得を推奨します。
- ・国において、マイナンバーカードを活用した消費活性化策が予定されていることから、住民へ向けたわかりやすい広報などを通じて消費活性化策の周知を行うとともに、マイナンバーカードの交付やマイキーID設定支援等を行う市町と連携しながら、マイナンバー制度を促進します。
- ・マイナンバー制度が信頼される社会基盤として確立していくために、収集された特定個人情報の適正な取扱いがなされるよう、マイナンバーを取り扱う事務担当者に対して、特定個人情報取扱いガイドラインで求められる安全管理措置や情報漏えいの防止

に関する研修を定期的実施します。

- ・マイナンバー制度の利便性を向上させるため、新たな独自利用事務の検討と適切な運用に取り組みます。

【マイナンバー制度3つの目的】

マイナンバー制度3つの目的

1. 公平・公正な社会の実現 給付金などの不正受給の防止
2. 国民の利便性の向上 面倒な行政手続きが簡単に
3. 行政の効率化 手続きをムダなく正確に



< 出典：内閣府マイナンバー制度ホームページ >

4 デジタルデバイド対策

(1) 取組の方向性と現状

ア 超高速ブロードバンドの未整備地区の解消

本県では、これまで、超高速ブロードバンドの未整備地区の解消を掲げ、電気通信事業者に整備を働きかけるとともに、ケーブルインターネットの高度化や市町の施設整備に対する財政支援などを行ってきました。

こうした取組の結果、県内において、固定系通信又は移動系通信により超高速ブロードバンドを利用できる環境の整備率は100%となっています。しかし、固定系通信に限った場合の整備率は99.6%であり、固定系超高速ブロードバンド未整備の地区があります。

また、携帯電話の通信環境については、県内では一部の地区が不感地区となっています。

このため、「情報通信網の整備による通信環境の確保やホームページ等で提供される情報を、誰もが支障なく利用できる」ことを目的として、デジタルデバイド³⁴対策に取り組みます。

イ ウェブアクセシビリティ適合レベルAAへの準拠

「佐賀県ホームページ」のほか、県ホームページ6サイトについては、高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、日本産業規格（JIS）で定められているウェブアクセシビリティ適合レベルAA³⁵に準拠しています。今後、各課が分野・事業別に管理しているその他のホームページについても、適合レベルAAに準拠することを目指します。

また、市町のホームページについては、14市町が適合レベルAAに準拠していますが、全市町準拠するよう促します。

(2) 指標

- ・県ホームページのウェブアクセシビリティ適合レベルAA準拠を進めます。
- ・市町ホームページのウェブアクセシビリティ適合レベルAA準拠を促します。

指標名	単位	現状	目指す方向性 又は 目標
県ホームページ（適合レベルAA準拠）	サイト	6	全14サイト
市町ホームページ（適合レベルAA準拠）	市町	14	2022年度末 全20市町

³⁴ 「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差」のこととされ、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国内地域格差を示す「地域間デジタルデバイド」、身体的・社会的条件（性別、年齢、学歴の有無等）の相違に伴うICTの利用格差を示す「個人的・集団間デジタルデバイド」などがある。

³⁵ ホームページ等を高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとするための基準を定めた規格「色の使用の達成基準（色や形だけで情報を伝えない）」など、61の基準があり、レベルA（25基準）レベルAA（13基準）レベルAAA（23基準）がある、レベルAAまでの38の基準を満たした場合「適合レベルAA準拠」となる

(3) 取組

ア 超高速ブロードバンドの未整備地区の解消

- ・固定系超高速ブロードバンド未整備地区については、市町へ整備についての働きかけを行います。
- ・携帯電話の不感地区については、その多くが、山間部などの世帯数10世帯未満のエリアであるため、採算性や地元自治体の義務的な財政負担が困難なことなどにより、未整備となっています。地元自治体に対し、不感地区解消対策についての働きかけを行うとともに、事業者に対しても可能な限り整備をしてもらえよう、国と連携を図りながら働きかけを行います。

イ ウェブアクセシビリティ適合レベルAAへの準拠

- ・庁内におけるウェブアクセシビリティ研修を重ねることで、ウェブアクセシビリティの啓発を図ります。また、各課が行うホームページ管理運営委託契約等の執行にあたり「JIS規格レベルAA準拠」について仕様書に明記するなどの指導を行います。
- ・市町訪問の機会等に、ホームページの更新契約時などの「適合レベルAA準拠」の仕様書への明記について助言を行うなど、市町ホームページのウェブアクセシビリティの向上のための働きかけを行います。

【ウェブアクセシビリティに関する規定・ガイドライン等】

障害者差別解消法

ウェブアクセシビリティは、「合理的な配慮を的確に行うための環境の整備」の一環と位置づけられ、事前的改善措置として計画な推進が求められている。

JIS X 8341-3

- ・ウェブコンテンツのアクセシビリティに関する日本工業規格（JIS）
- ・ウェブアクセシビリティを確保するための61項目の達成基準を規定。
- ・61項目の達成基準は、**A（最低レベル）**、**AA**、**AAA（最高レベル）**の3つの適合レベルに分類。

みんなの公共サイト 運用ガイドライン

- ・公的機関におけるウェブアクセシビリティの維持・向上に向けた取組の支援を目的とした手順書。
- ・**2017年度末までにJIS X 8341-3の適合レベルAAに準拠することが目標。**

<適合レベルAの項目例>

- ・画像や動画等に代替テキスト（視覚障害者等が音声読み上げソフトを使用する際、画像や動画等の代わりに読み上げるテキスト）を提供する。
- ・動画の音声情報を字幕として提供する。
- ・全てのコンテンツをキーボードのみで操作可能にする。

<適合レベルAAの項目例>

- ・動画に音声解説を提供する。
- ・テキストは、機能やデザインを損なうことなく200%まで拡大できるようにする。
- ・文字画像ではなくテキストで情報提供する。

< 出典：公的機関に求められるホームページ等のアクセシビリティ対応（総務省） >

5 データ利活用の促進のための環境整備

(1) 取組の方向性

ア 佐賀県庁情報システム最適化計画

2018（平成30）年度に、2022（令和4）年度までの5か年計画となる「佐賀県庁情報システム最適化計画」を策定し、庁内の各システムが持つ機能のうち、共通化することでコスト削減や業務効率化に繋がる可能性が高いと思われるシステム基盤、統合運用基盤、サービス基盤、データ連携基盤について、共通基盤として整備を進めます。また、IT関連業務に必要とされるスキルを明確にし、後任者を継続的に育てられる仕組みを整備します。

イ AI、RPA等のICT利活用の推進

限られた人員や財源の中で、ワークスタイルの改革や事務処理の効率化、簡素化、高度化等を図るため、AI、RPA等のICT利活用をより一層推進します。

(2) 現状

ア 佐賀県庁情報システム最適化計画

各所属で個別にシステムを開発・調達していることから、「共通的な機能やサーバ³⁶、OS³⁷などが統合されておらず、コストや運用の観点から効率が良くない」、「情報発信系のWebシステムが乱立している」などの課題があり、最適なシステム構成となっておりません。機能や運用面で共通化可能なシステムも存在し、業務を効率的に進める上でも何らかの工夫が必要となっています。

また、IT関連業務を担う職員の知識やスキルの向上については、IT関連業務のスキル移管等を目的とした「情報化メンター制度」等に取り組んでいます。

イ AI、RPA等のICT利活用の推進

審議会や会議等の議事録作成等において、職員がICレコーダー等に録音した音声データを確認しながら作成することから時間を要しており、AIを活用した議事録作成システムの実証による作業の効率化の検証を行っています。

また、デジタル化されていない紙資料による手書き申請等において、職員が業務システムやエクセル等に転記入力しているため、入力作業やチェック、入力ミスによる手戻りなどに時間を要していることから、OCR³⁸を活用した作業の効率化や正確性の検証を行っています。

さらには、パソコン上の定型で反復の多い業務、複数システムに跨る業務等において、職員が転記等の反復作業など単純作業に時間を費やしており、RPA³⁹の活用によりパソ

³⁶ プリンタやデータベース管理などのサービスを提供するコンピュータのこと。

³⁷ 「Operating System」の頭文字をとったもの。コンピュータ全体を管理、制御し、人が使えるようにする、コンピュータを動かすためのソフトウェア

³⁸ 「Optical Character Reader」の頭文字をとったもの。手書きや印刷された文字を、イメージスキャナやデジタルカメラによって読み取りコンピューターが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術のこと。

³⁹ 「Robotic Process Automation」の頭文字をとったもの。デスクワークのうち定型作業をソフトウェア型のロ

コン上の反復作業の自動化の検証を行っています。

(3) 指標

- ・2022（令和4）年度までに、共通基盤適用可能なシステムの内、少なくとも90%のシステムを共通基盤へ適用し、コスト削減や業務効率化を目指します。

指標
2022（令和4）年度までに、共通基盤適用可能な情報システムへの適用率90%

（佐賀県庁情報システム最適化計画から再掲）

(4) 取組

ア 佐賀県庁情報システム最適化計画

- ・各年度当初に当該年度に共通基盤適用予定としているシステムに対する説明会を実施し、共通基盤の活用に関するガイドラインの認知度100%を目指します。
- ・「情報化メンター制度」など、IT関連業務に必要なスキルを保有する職員の継続的な育成に取り組みます。

イ AI、RPA等のICT利活用の推進

- ・AI、OCR、RPA等の先進的なICTの導入効果を検証し、検証結果に基づいたICT利活用の推進を図ります。

第5章 セキュリティ・個人情報保護

インターネットやコンピュータ等を不正に利用して、データ詐取や改ざんを行うといったサイバー攻撃が頻繁に発生しています。住民や企業の情報を取り扱う地方自治体にとって、情報セキュリティ対策や個人情報の適正な取扱いの確保は重要な課題となっています。

本県では、情報セキュリティ対策の基本的な考え方及び方策を定めることにより、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とした「佐賀県セキュリティ基本方針」及び「佐賀県セキュリティ対策基準」に基づき、不正なアクセスによる情報の漏洩やシステムの停止等といったリスクを予防します。

具体的には、システム外部監査を実施することにより情報システムの信頼性を確保し、また、職員を対象とした標準型攻撃メールによる抜き打ちの訓練や新規採用職員を対象とした情報セキュリティの実施により、コンピュータウイルス等に対する備えだけでなく、書類やデータの持ち出しなどによる情報漏洩の防止に関する意識を向上させるなどの対策を行い、情報セキュリティ対策の実効性を一層強化していきます。

また、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）に基づき、適正なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る住民の不安の払拭に努めることとします。